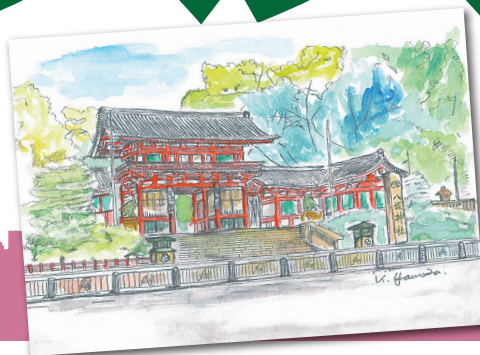
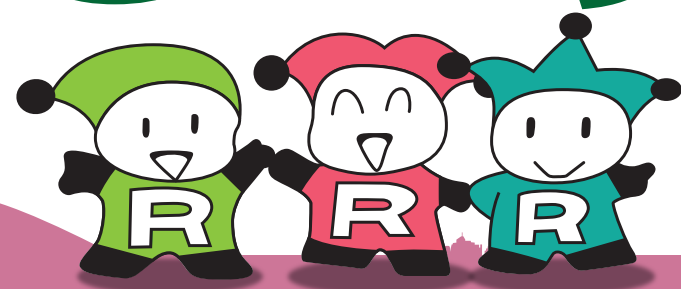


スリーアール

3Rのススめ。



2021
第33号
冬

祇園石段下から

特集

京都ブライトンホテル ごみの大改革！ 分別の徹底で、大幅なリサイクル率向上を達成

今から3年前、京都ブライトンホテルの「ごみの大改革」が始まりました。その当時からの大改革に関わっていた総務部の吉田有美子さんから、当時のお話をお聞きました。



京都御所の西に位置する
「京都ブライトンホテル」

「ごみの大改革」が始まった！

「冬にごみの改革なんてやるもんじゃないです」と吉田さん、2017年に始まった廃棄物処理の改革と同時に担当することになった当時を笑いながら振り返ります。こちらのホテルでは、経営に環境改善活動を組み込み、KES環境機構に登録。その中で、廃棄物についてもリサイクル率の向上や処理コスト削減を目指して、廃棄物の処理体制や委託先の見直しを行うこととなりました。

新たに処理委託先を選び直し、分別方法や保管方法も変更、新たな体制でごみの回収が始まったのがその年の12月でした。何事でも変更や切り替えの時期は混乱を伴いますが「それはもう、言葉にならないほど大変でした」と吉田さん。分別方法が徹底されず、従業員の意識も不十分、燃やすごみの中に生ごみやプラスチックごみが入っていることも日常茶飯事。不純物が混入したものはリサイ

クルに適さず、回収を拒否されます。毎朝、置き去りにされたごみの山に茫然としながら、凍える真冬の寒さの中ごみの分別のやり直しをしていたといいます。生ごみの入ったプラスチックごみを狙ってカラスも襲撃、格闘も加わって、それはもう大変な毎日でした。試練の日々が続きますが、そこはバイタリティ溢れる吉田さん。林総支配人の信頼とバックアップのもと、めげることなく分別、減量作戦にまい進しました。

当初は清掃スタッフと一緒に分別のやり直し作業をしていましたが、それではいつまでたっても改善されないと、その後は分別が不適切だった部署自ら分別し直す方法に変更。回収拒否されたごみをチェックし排出した部署を確認の上、該当部署が責任をもって分別し直します。間違い事例の写真撮影、公表など、強力に分別の徹底を各部署に迫ります。

ごみの分別についてそれまでは素人だった吉田さんの、勉強と格闘の日々が始まりました。

分からないことは廃棄物処理を委託した安田産業(株)に聞き、処理業者による「ごみの分別説明会」を4回も開催し、従業員に分別方法を叩き込みました。分別は面倒くさく、ましてやり直しは誰に



お話を伺った林恵子総支配人(左)と
総務部の吉田有美子さん

次ページへ続く

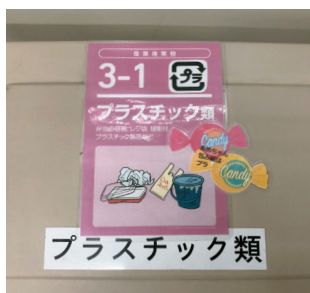
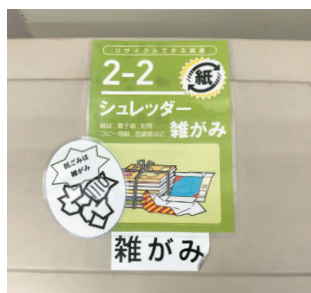
contents

特集

京都ブライトンホテル ごみの大改革！
分別の徹底で、大幅なリサイクル率向上を達成

特集

汚れた廃プラスチックの輸出規制が強化される
パーゼル法の改正が1月から施行



分別はイラスト入りで見やすく。きめ細やかな気配りが大切

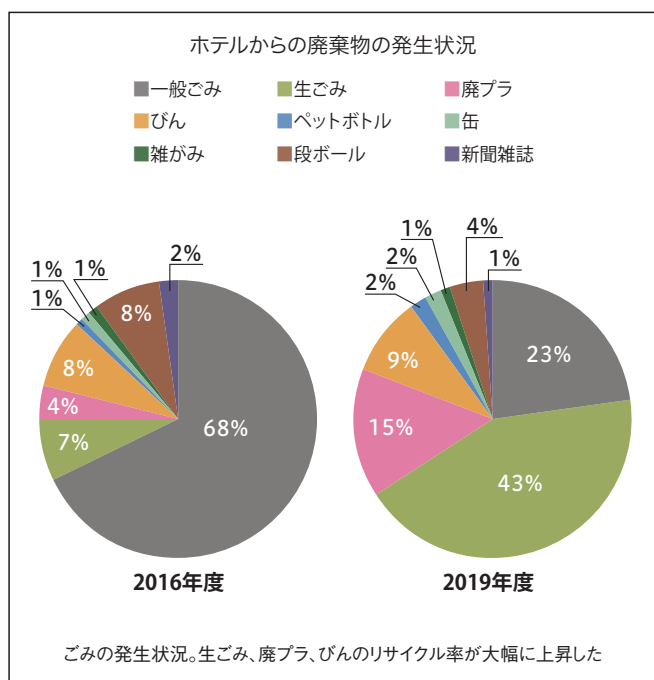
とつても嫌な作業です。しかし、最初に正しく理解し実施すれば問題はなくなります。次第に分別が従業員にとって当たり前の作業となっていくます。

従業員の皆さんを納得させ実行させる熱量と人望を持つ吉田さんですが、しかし、有無を言わせず分別を徹底させるだけでなく、きめ細かな工夫も凝らします。ごみ置き場やごみ箱に、分別が一目でわかるよう、イラスト入りの「社内共通表示」を作成。また「ごみの分別ルール」や部門別によく出る「ごみの分別リスト」も作成し、従業員が見て分け方をすぐに理解できるようにしました。

大幅なリサイクル率の向上に成功

分別とリサイクルのルールは、委託先の処理業者に相談し決定しました。廃プラは固形燃料、生ごみは家畜飼料、アルミ缶は有価の資源などとし、同時に電子マニフェストも導入。データもしっかり取るようにしました。

この活動の結果、特に生ごみが飼料化のため分別されたことにより、一般ごみ(焼却処理)が68%(2016年)から23%(2019年)と大幅に減少し、さらに廃プラスチックやびんなどのリサイクル率も向上。処理コストの低減にも成功し、まさに大改革が行われました。



分別やリサイクルだけでなく廃棄物そのものを減らすことも重要です。その方法をお伺いしたところ、食品ロスのない食材発注、生ごみの水切り徹底、会議のペーパーレス化などが実施されていました。「お客様にとって非日常を楽しんでいただくホテルでは、分別や減量などをお客様に強制できません。でもお客様の意識も変わってきて

いるのは感じますね。少しでもご協力していただくため、分別ごみ箱を設置しています」。廃棄物を減らすことが重要と分かっている、ホテルならではの難しさもあるようです。

ホテル特有の廃棄物としては、スリッパ、新聞、割れた食器、化粧品の携帯用ボトルなどなど。宿泊客が不要になって置いていったものもホテルの廃棄物になります。

従業員や処理会社とのコミュニケーションを大切に

「ごみの大改革」断行の結果、従業員にルールも徹底され分別がスムーズに進むようになりましたが、ごみ問題に終わりはありません。例えば「不織布マスクはプラスチックか燃やすごみか」。分からないことがあればすかさず処理会社に問い合わせます(答えは「燃やすごみ」)。素材がプラスチックでも感染症対策のため焼却等の処理が推奨される)。コロナ禍で衛生管理を目的に布ナフキンを紙ナフキンに変更しているため、ごみが増えてしまうというジレンマも感じています。

「処理業者さんとは、いつでもどんなことでも相談できる関係を築くことがとても大事です。回収に来られるドライバーさんとも会話するように心がけています」と吉田さん。分別が不十分な際は回収を拒否され苦勞することがあっても、それだけ業者もリサイクルの推進に真剣だということでしょう。なんでもハイハイと持ち帰る方が信用できません。信頼できる処理業者に巡り合ったようです。

従業員が分別に迷ったときは、すぐに相談してくれるようにもなり、業務委託先の清掃スタッフやテナントスタッフとのコミュニケーションも円滑になってきたといいます。従業員や処理業者と良い関係を築きながら、パワフルかつきめ細かな活動が今も続いています。



品目ごとに分別したごみ置き場。清掃し易いよう保管箱は車輪付き。業者とも相談し、カラス対策のため廃プラの保管箱は蓋付のものに変更した

京都ブライトンホテル

所在地: 〒602-8071 京都府京都市上京区新町通中立売(御所西)
TEL: 075-441-4411

汚れた廃プラスチックの 輸出規制が強化される

バーゼル法の改正が1月から施行

今年1月から、有害物質の輸出入を規制するバーゼル法の省令改正により「汚れた廃プラスチック」の輸出が規制対象となりました。

プラスチックを巡っては、世界的な海洋汚染問題や排出削減の動き、日本でも政府の「プラスチック資源循環戦略」の策定、レジ袋の有料化を始めとした削減対策の実施など、環境は大きく変化しています。その中で、今回のバーゼル法改正はプラスチックの動向にどのような影響を及ぼすのでしょうか。規制対象の「汚れた廃プラスチック」とはどのようなプラスチックなのでしょうか。

昨年10月に環境省が公表した「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」を基に、その規制の内容を読み解いていきたいです。また、産業廃棄物処理を営んでいる(株)京都環境保全公社(京都市伏見区)を訪問し、今後の廃プラスチックの動向等について現場の声をお聞きしました。

廃プラスチックの輸出入規制が強化される

「海外には廃プラが140万トンほど輸出されていましたが、今回のバーゼル法改正により、その内の60万トン程度は規制対象となって輸出できなくなると見込まれているんです」と小林次長。140万トンは2016年当時の数字で、中国、タイ、ベトナム等の禁輸措置により2018年には既に輸出量は約90万トンに減少していますが、バーゼル法の省令改正施行により、法的根拠を持つより厳しい規制が行われていくこととなります。その結果として、今まで「有価」として輸出されていた廃プラスチックでも、リサイクルに適さない汚れたプラスチックは規制対象(輸入国の許可がないと輸出できない)となります。輸出量の減少は今後も続くと思われ、輸出に依存しない国内でのリサイクル体制の構築が必要となってくると考えられます。

規制対象となる廃プラは？

そもそも今回の廃プラスチックの輸出入規制とはどのようなものなのでしょうか。

環境省は「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」(令和2年10月1日)を公表し、具体的な判断基準を示しました。判断基準は、「①複数のプラスチック樹脂の混合がないもの」と、「②複数のプラスチック樹脂(PE、PP、PET)の混合があるもの」の2種類に分けられています。その内容を見てみましょう。

①複数のプラスチック樹脂の混合がないもの

原則として次のA～Dの条件をすべて満たすものが規制対象外としています。これらの条件は「外見から確認できることが必要」とされています。

- A: 飲食物、泥、油等の汚れが付着していないこと
- B: プラスチック以外の異物が混入していないこと
- C: 単一のプラスチック樹脂で構成されていること
- D: リサイクル材料として加工・調整されていること

<規制対象外となるプラスチックの例>

1.ペレット状のプラスチック



2.フレーク状又はフラフ状かつ、ほとんど無色透明又は単一色のプラスチック



3.シート状、ロール状、又はベール状のプラスチック



4.インゴット状の発泡ポリスチレン(PS)



<製品の製造工程以外で発生するプラスチックの規制対象外の判断例>

規制対象外



規制対象



<使用済み家電由来のプラスチックの規制対象外の判断例>

規制対象外



規制対象

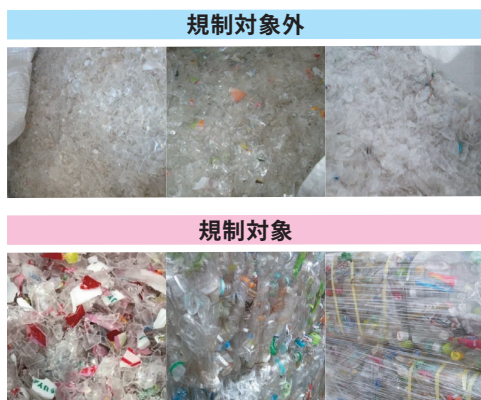


②複数のプラスチック樹脂(PE、PP、PET)の混合があるもの

ペットボトルのボトル、キャップ、ラベルの混合物を想定し、ポリエチレンテレフタレート(PET)、ポリプロピレン(PP)、ポリエチレン(PE)からなる廃プラスチックの混合物について、以下の条件を全て満たすものは規制対象外としています。

- A: 分別され、ボトル、キャップ、ラベル以外のプラスチック樹脂や異物を含まないこと
- B: 洗浄され、飲料や泥等の汚れが付着していないこと
- C: 裁断され、フレーク状になっていること

＜ペットボトル由来のプラスチックの規制対象外の判断例＞



(以上、画像は環境省)

廃プラを巡る環境は、どう変わる？

このように、いわばマテリアルリサイクルの原料として適さないプラスチックが規制対象となるわけですが、それではこれらを含めプラスチックを巡る環境はどう変化するのでしょうか。

(株)京都環境保全公社の小林次長は、バーゼル法の新たな規制により廃プラスチックの動向がどう変化するかは、もう少し様子を見る必要があるといいます。バーゼル法該非の判断基準は示されましたが、税関が具体的にどのように基準を運用するのかによって国内への跳ね返りの度合いは変わっていきます。その影響は最初に輸出業者が、次いで廃棄物中間処理業者、そして排出事業者へと伝搬していくため、影響が顕在化するには時差が生じるからです。

しかしいずれにせよ「汚れた廃プラスチック」の輸出は規制され、それがどの程度かは別にして、国内で「廃棄物」としての処理を迫られていくのは明白です。廃棄物となるプラスチックが増え、「有価」とならない、つまりマテリアルリサイクルできない廃プラスチックは、RPF等燃料として熱利用するか、それができなければ焼却が埋立するしかありません。

(株)京都環境保全公社では、廃プラスチックはRPF(廃プラ等を原料とした固形燃料)やフラフ(廃プラ等を細かく破碎したのもの)

といった燃原料として加工されるほか、発泡スチロールについてはインゴットとして製品化し、それらに不適な廃プラスチックは焼却処理か埋立処理を行っています。小林次長によると、RPFの需要は増加傾向にあるといいます。脱炭素化が国策となっていく中、化石燃料の代替としてRPFも位置付けられているため、それが追い風となり利用する企業も増えています。

しかし汚れていたり分別が不十分で、RPFやフラフに加工できない、焼却や埋立しか道がない廃プラスチックも多いといいます。「せめて塩ビだけでも分けてもらえれば」と言います。焼却不適の塩ビが混入していると埋立しか処理方法がないからです。焼却は、発電等熱利用ができれば温暖化対策に寄与できますが、埋立はそのメリットもありません。

「企業(排出事業者)や当社に搬入される中間処理業者の方々には、当たり前のことですが、廃プラスチックの分別をさらに徹底していただきたい」と小林次長。

今後当面は、質・量ともに国内での廃プラスチックの市場は拡大することが見込まれ、良質の廃プラスチックの需要は増加していくでしょう。排出事業者には、更に分別の徹底が求められる一方、中間処理業者側も、高品質のRPF製品やリサイクル原料を製造するため、より丁寧な異物除去・分別を可能にする技術が求められていくこととなります。

昨年11月、環境省と経済産業省から「今後のプラスチック資源循環施策の在り方について(案)」が公表され、プラスチック資源循環を包括的に推進するための法基盤整備にとりかかることとなりました。バーゼル法の施行とともに、今後の動向に注目です。



(株)京都環境保全公社の小林次長。後ろ右側は新しい焼却施設の工事現場。新焼却施設では発電も行う

事務局より

以前、視聴したテレビの番組で、南海の楽園「ボルネオ」の自然が取り上げられていました。多種多様な貴重な動植物や、何世代にもわたりこの島の海や森と共存してきた先住民たちの生活が紹介されていましたが、その中で島の海岸に流れ着いたペットボトルを彼らが回収している姿が捉えられていました。私は即座に近年話題となっている海洋ゴミに対する環境保全活動へのアピールかと思いきや、彼らはこれを加熱・溶融してワタリガニ風の疑似餌に加工し、たこ釣りに利用しているのです。まさに貴重な資源と捉え有効活用している姿に私はリサイクルの原点を見たような気がしました。私たちの周りには残念ながらプラごみ等が溢れています。壊れたり要らなくなったりしたものをそのまま捨てるのではなく、修理(リペア)できないか、何か他の用途に転用(リサイクル)できないか、今一度考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター ニュースレター 「3Rのススメ。」第33号



2021年1月発行(年4回発行)

発行：一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター

住所：〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
京都経済センター4階 417号室

T E L : 075-352-0530 F A X : 075-352-0529

E - mail : info@kyoto-3rbiz.org

U R L : <http://www.kyoto-3rbiz.org/>

【構成団体】 京都商工会議所・京都府中小企業団体中央会・一般社団法人長田野工業センター・公益社団法人京都工業会
公益社団法人京都府産業資源循環協会・特定非営利活動法人KES環境機構・京都府・京都市

